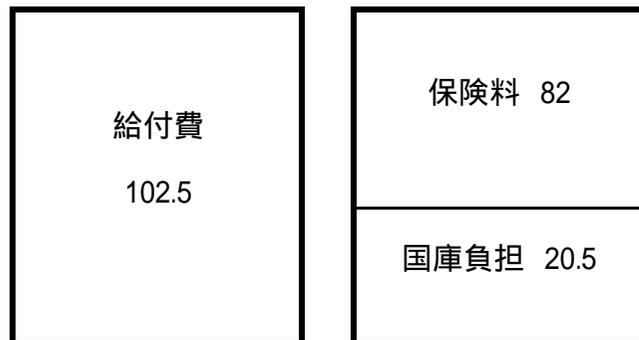
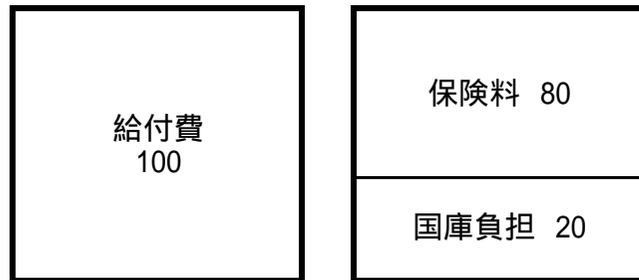


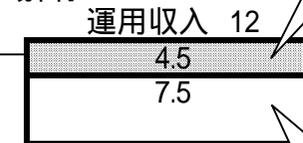
年金財政における実質運用利回りの影響

保険料、給付費及び給付費によって定まる国庫負担は名目賃金上昇率によって増加するが、積立金による運用収入がある場合は保険料負担を軽減することができる。ただし、積立金についても相対的規模を維持するために賃金上昇率相当分を積み増すことが必要となるため、積立金による運用収入のうち、利回りの賃金上昇率分を上回る分である実質運用利回り分が保険料軽減に恒常的に使用できる分となる。

【完全賦課方式の場合】



【給付費の3年分の積立金により保険料軽減できる場合】



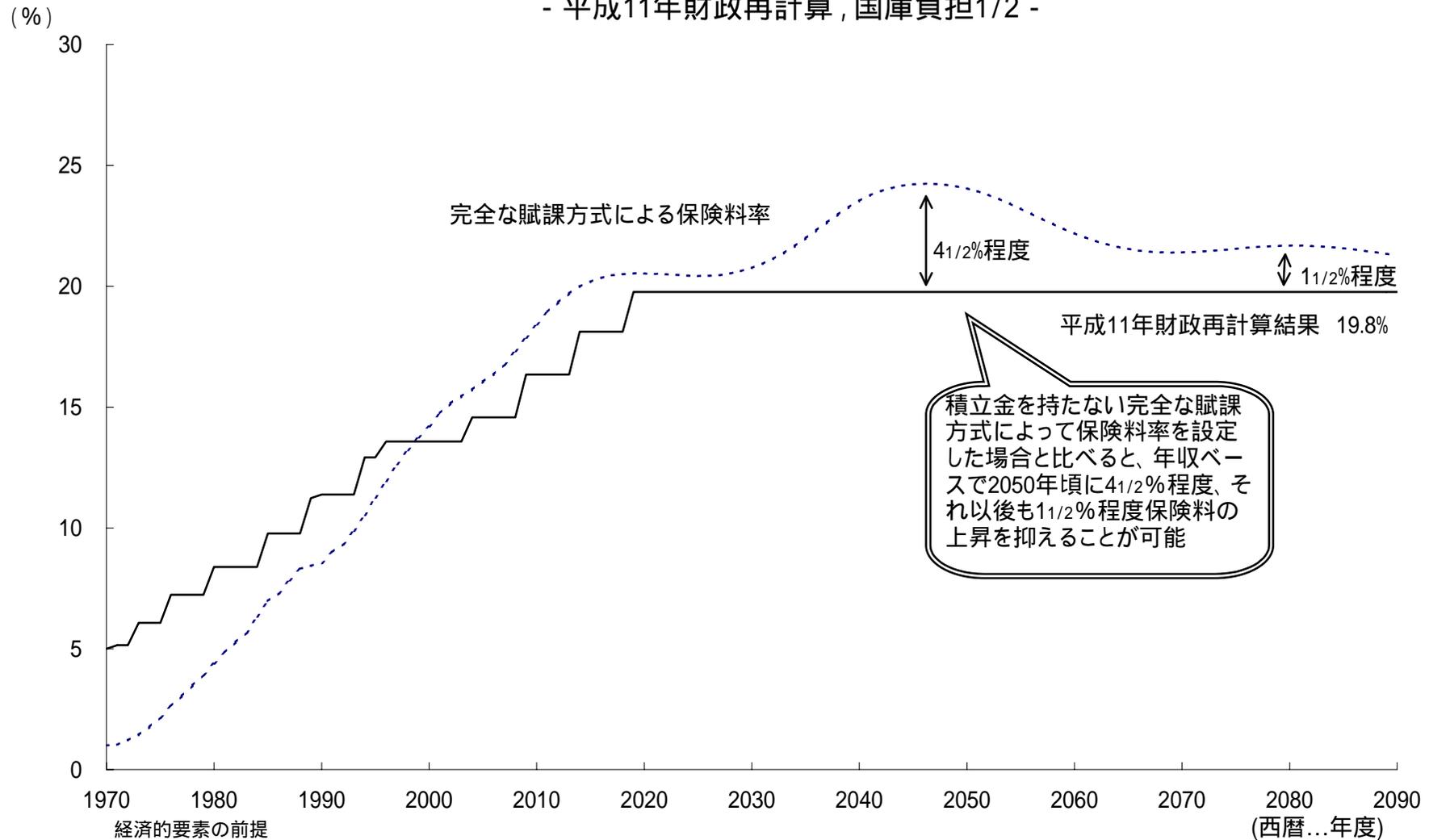
利回りの賃金上昇率分を上回る分であり、保険料負担軽減に使用

利回りの賃金上昇率相当分であり、翌年においても給付費に対する積立金の規模を維持するために積み増しに使用。

- (注1) 被保険者数に対する受給者数の割合が一定となる定常状態を仮定。
 (注2) 数値は仮であり、実際の資産規模を表すものではない。
 (注3) 経済前提は名目賃金上昇率2.5%、実質運用利回り1.5%としている。

厚生年金の階段保険料率と完全な賦課方式による保険料率の比較

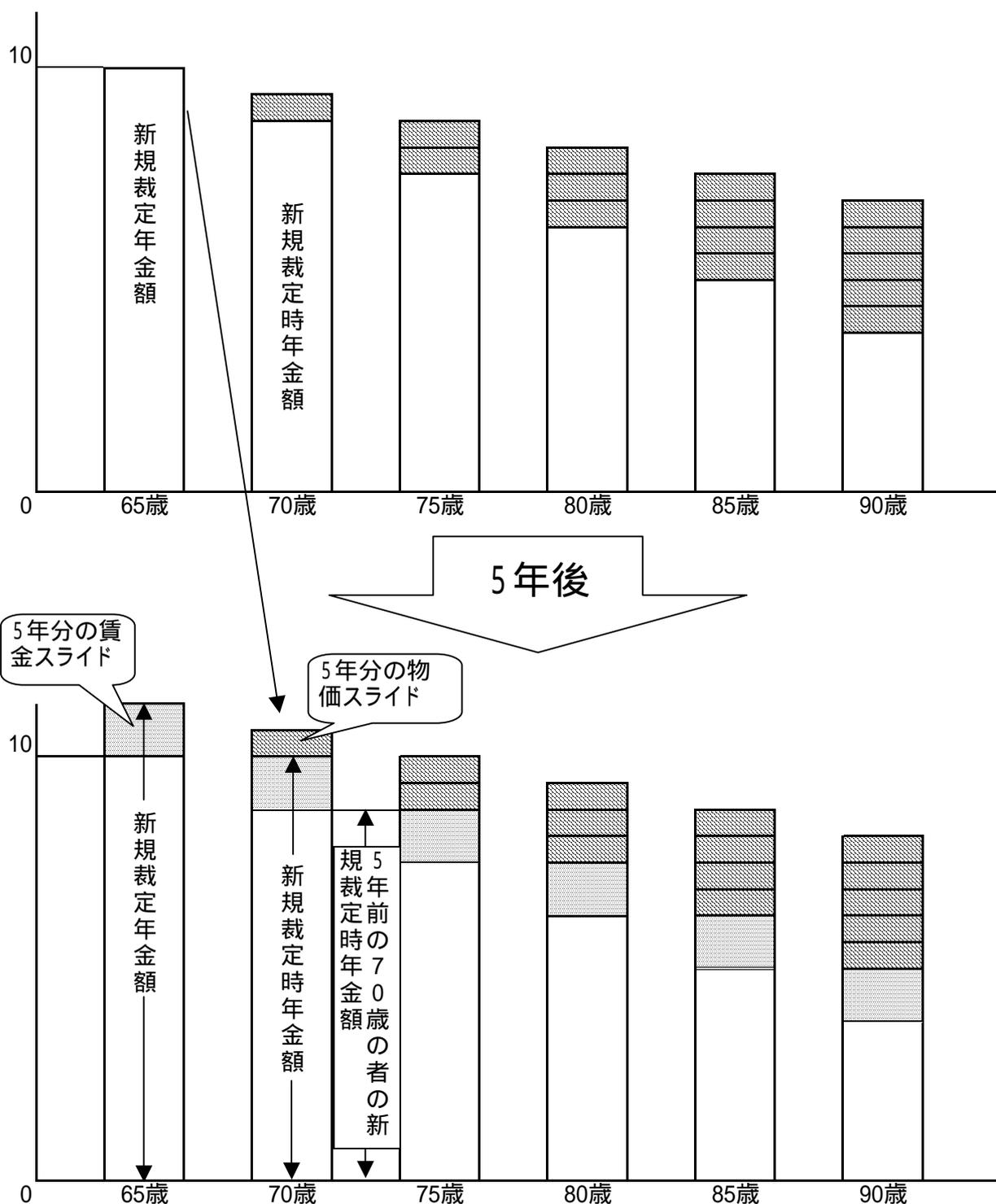
- 平成11年財政再計算, 国庫負担1/2 -



年金給付費は賃金上昇率によって増加

新規裁定者の年金額は現役時代の賃金に応じて再評価されるため、新規裁定者の年金額は賃金上昇率により上昇していく。また、新規裁定後は物価上昇率に応じて年金額が改定される。

上下の図を比較すると、新規裁定者の年金額の上昇割合分(=名目賃金上昇率分)だけ年金給付費(縦棒の合計)が増加している。



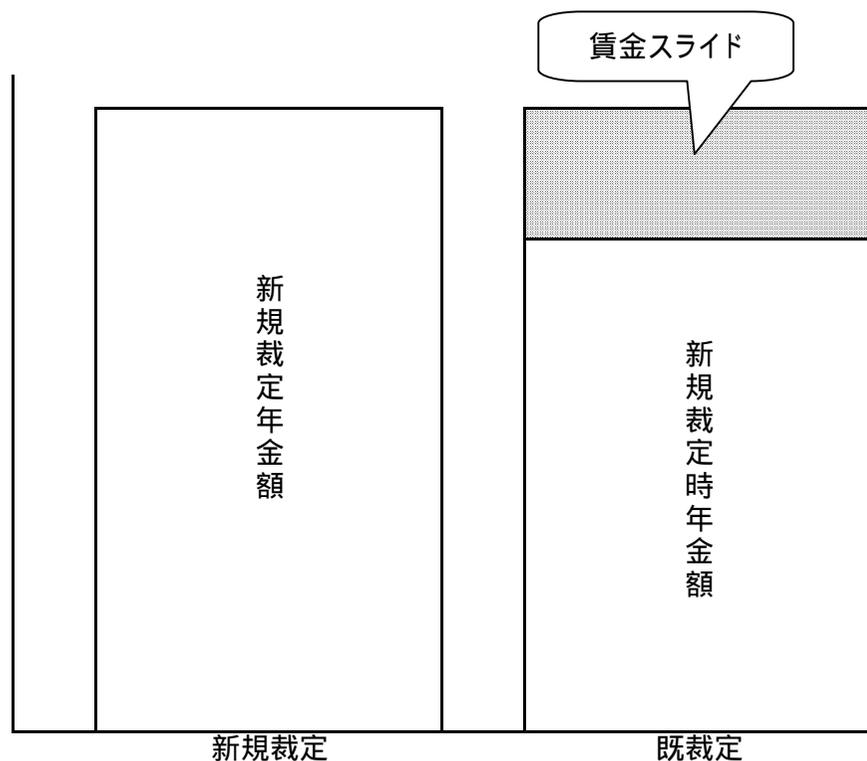
(注1) 被保険者数に対する受給者数の割合が一定となる定常状態を仮定。

(注2) 斜線部分は新規裁定後の物価スライド分を表す。

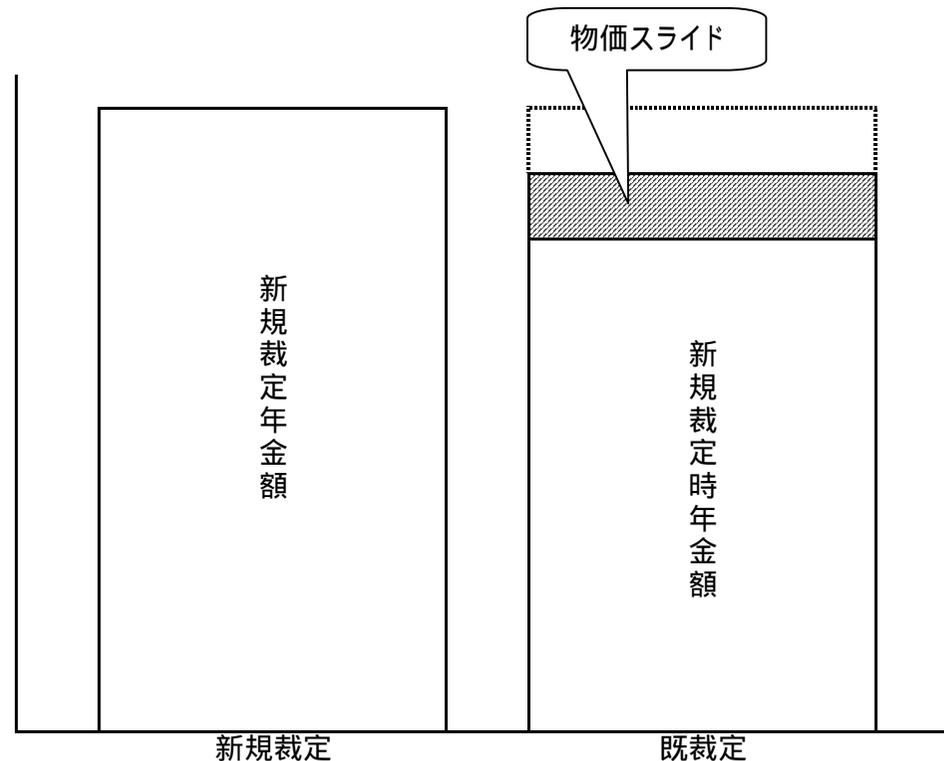
年金財政における実質賃金上昇率の影響

新規裁定者の年金額は現役時代の賃金に応じて再評価されるため、新規裁定者の年金額は賃金上昇率により上昇していく。しかし、現行制度においては、新規裁定後は物価上昇率に応じて年金額が改定されるため、賃金上昇率と物価上昇率の差である実質賃金上昇率分、年金給付費が相対的に減少することとなる。

【既裁定が賃金スライドした場合(平成12年制度改正前)】



【既裁定が物価スライドする場合(現行制度)】



経済前提を変更した場合の影響について（試算）

平成11年財政再計算（国庫負担割合1/2の場合）

実質運用利回り (1 . 5 %)	名目賃金上昇率 (2 . 5 %)	名目運用利回り (4 . 0 %)
実質賃金上昇率 (1 . 0 %)		
物価上昇率 (1 . 5 %)		

厚生年金最終保険料率 19.8%

実質賃金上昇率を変更した場合

a . 実質賃金上昇率 1.0% 0.5% とした場合

厚生年金最終保険料率への影響 + 1.7%

b . 実質賃金上昇率 1.0% 1.5% とした場合

厚生年金最終保険料率への影響 - 1.2%

実質運用利回りを変更した場合

a . 実質運用利回り 1.5% 1.0% とした場合

厚生年金最終保険料率への影響 + 0.6%

b . 実質運用利回り 1.5% 2.0% とした場合

厚生年金最終保険料率への影響 - 0.7%

(注) 総報酬ベース